## 平成27年度 第9回理事会

- 日 時 平成27年12月18日(金) 16:00~17:00
- 場 所 林木育種センター 小会議室(日立市)

#### I. 議 題

- 1 役職員給与規程の一部改正について
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた検討体制について

#### Ⅱ.報告

- 1 不適正な経理処理に係る調査委員会の最終報告について
- 2 早期退職者の募集について
- 3 森林保険センター統合リスク管理委員会の開催について
- 4 平成27年度賃金交渉の結果について
- 5 次期中長期目標、計画策定に係るスケジュールについて
- 6 台風被害に係る森林保険の対応について
- 7 水源林造成事業地における台風被害の概要
- 8 シンポジウム「スギにおける分子育種の幕開け」の開催結果について
- 9 シンポジウム「山火事跡地の緑の再生」の開催結果について
- 10 平成26年度決算検査報告説明会後の取組状況について
- 11 その他

## 資 料

- I-1 役職員給与規程の一部改正について
- I-2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた検討体制 について
- Ⅱ-2 早期退職者の募集について
- Ⅱ-3 森林保険センター統合リスク管理委員会の開催について
- Ⅱ-5 次期中長期目標、計画策定に係るスケジュール
- Ⅱ-6 台風被害に係る森林保険の対応について
- Ⅱ-7 水源林造成事業地における台風被害の概要
- II-8 シンポジウム「スギにおける分子育種の幕開け」の開催結果 について
- Ⅱ-9 シンポジウム「山火事跡地の緑の再生」の開催結果について

#### 職員給与規程の一部改正について(案)

#### 1. 給与規程の改正について

平成27年12月4日定例閣議において、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、国家公務員の給与について人事院勧告が完全実施されることとなったところである。

当法人においても、人事院勧告に準じた内容で労働組合に給与改定等を提案し、賃金改定交渉において妥結したことから、その内容を踏まえて、職員給与規程の一部改正を行うこととする。

#### 2. 改正の主な概要

#### (1)俸給表の改定

①一般職員俸給表

改定率平均1.6%引下げ。1級初任給は2,500円引上げ。若年層についても 同程度の引上げ。5級、6級に号俸を増設。

- ②その他の俸給表
  - 一般職員俸給表との均衡を基本に改定。技術専門職俸給表4級に号俸を増 設。
- ③平成27年12月31日に受けていた俸給月額に達しない職員については、激変緩和のため平成30年3月31日までの経過措置。

#### (2)地域手当支給割合の改正

平成27	年度は経過措置あり	平成27年度の支給割合
1級地	100分の20	100分の18.5
2級地	100分の16	100分の15
3級地	100分の15	100分の14
4級地	100分の12	100分の10.5
5級地	100分の10	100分の10、100分の9
6級地	100分の 6	100分の6、100分の5
7級地	100分の 3	100分の3、100分の2

#### (3)広域異動手当の支給割合の改正

平成27年度は経過措置あり 平成27年度の支給割合

300km以上 100分の6→100分の10 100分の8 60km以上300km未満 100分の3→100分の 5 100分の4

#### (4)単身赴任手当の基礎額と加算額の改正

平成27年度は経	過措直あり	平成27年度の額
基礎額	23, 000円→30, 000円	26, 000円
加質額(限度額)	45 000円→70 000円	58 000円

#### (5)特別給の支給割合の引上げ

特別給の支給割合を0.1月分(指定職員、再雇用職員にあっては、0.05月分)引上げ。

俸 給 表	改正前	改正後
一般職員・技術専門職員・研究職員	4. 1月	4. 2月
任期付研究員	3. 1月	3. 15月
指定職員	3. 0月	3. 05月
再雇用職員	2. 15 月	2. 2月

#### (6)俸給の特別調整額の引下げ

俸給表の改正による引下げ。

一般職員 8級 I 種 117,500円→116,800円

研究職員 6級 I 種 139,700円→139,600円

- (7)管理職員が午後10時から翌日の午前5時まで勤務した場合、超過勤務手当を支給
- (8) 当分の間として実施されている55歳を超える職員に対する俸給等の1.5%減額支給措置については、平成30年3月31日までとする。

#### (9)改正時期

平成28年1月1日((1)の俸給引き上げとなる若年層部分と(2)から(4)は、平成27年4月1日から適用。(5)は平成27年12月1日から適用)

#### 役員給与規程の一部改正について(案)

- 1. 平成27年4月1日付けの役員給与規程の改正
  - (1)給与規程の改正について

平成27年12月4日定例閣議において、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、国家公務員の給与について人事院勧告が完全実施されることとなったところである。

当法人においても、独立行政法人通則法及び閣議決定を踏まえ、平成27年4月 1日に遡及し、役員給与規程の一部改正を行うこととする。

また、役員給与規程第4条第4項に係る平成27年度の取扱いについて、国家公務員と同様の取扱いとし、俸給月額を増額をする。

#### (2)改正の主な概要

①俸給月額の改正

号俸	改正前	改正後
1	705, 000円	706, 000円
2	760, 000円	761, 000円
3	817, 000円	818, 000円
4	894, 000円	895, 000円

#### ②地域手当支給割合の改正

つくば市、川崎市 100分の12→100分の15 日立市 100分の 6→100分の 9

- ③期末特別手当の支給割合の引き上げ 期末特別手当の年間支給割合を0.05月分引き上げて3.05月分とする。
- ④広域異動手当の支給割合の改正

300km以上 100分の6→100分の8 60km以上300km未満 100分の3→100分の4

(3) 改正時期 平成27年4月1日

#### <役員給与規程抜粋>

#### (俸 給)

#### 第4条

1~3 略

4 理事長は、役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、常勤役員が受けるべき俸給の月額を増額し、又は減額するものとする。

## 職員退職手当規程の一部改正について(案)

1. 退職手当支給規程の改正について

国家公務員においては、一般職給与法等の一部改正法に含まれている給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成26年法律第107号)」が平成27年4月1日から施行され、退職手当の調整額の改定が行われているところである。

当法人においても、国家公務員に準じた内容で労働組合に規定改正等を提案 し、賃金改定交渉において一部決着したことから、決着した内容を踏まえて、職員 退職手当支給規程の一部改正を行うこととする。

#### 2. 改正の主な概要

- 1 調整額の改定
  - (1)退職した職員の退職前の職責(5年分)に応じて加算することとされている「調整額」を以下のとおり改定する。

第1号区分 79, 200円→95, 400円 62, 500円→78, 750円 第2号区分 第3号区分 54, 150円→70, 400円 第4号区分 50,000円→65,000円 第5号区分 45, 850円→59, 550円 第6号区分 41. 700円→54. 150円 第7号区分 33, 350円→43, 350円 第8号区分 25,000円→32,500円 第9号区分 20,850円→27,100円 16. 700円→21. 700円 第10号区分

※これまで第10号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しない事としていたが、他の区分と同様、支給の対象とする。

#### 2 実施時期等

平成28年1月1日から実施する。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた 検討体制について

平成27年8月28日に成立した女性活躍推進法では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成28年4月1日までに①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表、③女性の活躍に関する情報公表を行う必要がある。

このため、これらの作業を進めるべく、別紙(案)のとおり検討委員会を設置し、行動計画の策定に向けた検討を行うこととしたい。

(案)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた検討体制について

#### 検討委員会

委員長 企画·総務·森林保険担当理事

委員 審議役(本所のみ)

企画部長

総務部長、保険総務部長、森林管理部長

労務調整室長

総務課長、管理課長、保険企画課長、労務課長

男女共同参画室長

※ 事務局は総務課、管理課、保険企画課、労務課とする。

作業内容	担当部署					ューノ	レ	_	※都合により変更がありうる				る
			12月		1月				2月			3月	
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
<ステップ1>													
〇 状況把握	各担当		$\perp$										
〇 課題分析	事務局				$\square$	*							
<ステップ2>													
〇 行動計画の策定													
・事務局案の作成	事務局				>								
・委員会で検討	委員会(第1回)						>						
・職員意見の集約	事務局								>				
・提出意見の調整	事務局												
・委員会で決定	委員会(第2回)												
〇 行動計画の所内周知、公表													
<ステップ3>													
〇 行動計画の届出													
+ 7h - W 7h - W 7h - W 7h													

事務局:総務課、管理課、保険企画課、労務課

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要 (民間事業主関係部分)

## 1 基本方針等

- ▶ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- ▶ 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定(努力義務)。

## 2 事業主行動計画等

※①~③について大企業(301人以上):義務/中小企業(300人以下):努力義務

① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

- ▶ 状況把握の必須項目(省令で規定)
  - ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 ※任意項目についてさらに検討(例:非正規雇用から正規雇用への転換状況等)
- ② 状況把握・課題分析を踏まえた<u>行動計画の策定・届出・公表</u> (指針に即した行動計画を策定・公表(労働者への周知含む))
- !♥ 行動計画の必須記載事項
  - ▶目標(定量的目標) ▶取組内容 ▶実施時期 ▶計画期間
- ※ 衆議院による修正により、取組実施・目標達成の努力義務が追加
- ③ 女性の活躍に関する<u>情報公表</u>
- 情報公表の項目(※省令で規定)
   女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報(限定列挙)から事業主が適切 と考えるものを公表
- ④ 認定制度
  - 認定基準(省令)は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、今後検討
- ⑤ 履行確保措置

厚生労働大臣(都道府県労働局長)による報告徴収・助言指導・勧告

## 3 その他(施行期日等)

- ▶地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。
- ▶原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。 ▶10年間の時限立法。

## - 行動計画策定指針(告示) -

- ▶ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
  - ▶ 女性の活躍のために解決すべき課題に対応する以下の項目に 関する効果的取組等を規定。
  - ▶ 各企業は、これらを参考に自社の課題解決に必要な取組を選択し、行動計画を策定。
    - 女性の積極採用に関する取組
    - 配置・育成・教育訓練に関する取組
    - 継続就業に関する取組
    - 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
    - 女性の積極登用・評価に関する取組
    - 雇用形態や職種の転換に関する取組(パート等から正規雇用
    - へ、一般職から総合職へ等)
    - 女性の再雇用や中途採用に関する取組
    - 性別役割分担意識の見直し等 職場風土改革に関する取組

## 女性の職場における活躍を推進する

# 女性活躍推進法が成立しました!

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

**平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

- 301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。
- (※) 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている 労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

## **くステップ1>**

## 自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)

次の**女性の活躍状況**(①~④)については必ず**把握**し、**課題分析**を行ってください。

- ①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率
- ★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、年内に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください!
- (※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。
- (※2)望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。



## くステップ 2>

## 行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた①**行動計画の策定、②都** 道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表を行ってください。

- ①行動計画には、<u>(a)計画期間</u>(b)数値目標(c)取組内容(d)取組の実施時期を盛り込んでください。
- ★ **女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベース**については、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて 公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください!
- (※) 行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。
- (※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。
- (※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

## **くステップ 3**>

## 自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

- ★ **女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベース**については、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください!
- (※)①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。
- (※) 公表項目はその中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

## 早期退職者の募集について

このことについて、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図るため、研究育種部門及び森林整備センターにおいて、それぞれ、別紙「早期退職に係る募集実施要領」に基づき、下記のとおり早期退職者の募集を行っているのでお知らせする。

記

		,	
部門	募集期間	募集人数	対象者(28.3.31 現在)
研究育種部門	27.12.7 ~ 28.1.29	4名程度	45 歳以上 60 歳未満
森林整備センター	27.12.1 ~ 28.1.29	若干名	II

#### 早期退職に係る募集実施要項

平成27年11月30日 国立研究開発法人森林総合研究所 理事長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(職員退職手当支給規程第17条の2第1項第1号)を行う。

1. 募集の対象

森林総合研究所本所、林木育種センター、森林バイオ研究センター、各支所(科学園)及び各育種場に勤務する者のうち、平成28年3月31日現在で「45歳以上60歳未満」の職員とする。

## 2. 募集人数

4名程度

3. 募集の期間

平成27年12月7日(月)正午から平成28年1月29日(金)正午まで。(募集開始以前の受付は行いませんので、募集の始期を厳守して下さい。)

応募人数が募集人数に達した以降の直近の16時をもって募集を締め切る。その場合は直ちに周知する。

なお、応募人数が募集人数を上まわった場合は、抽選によって決定する。(次点者まで抽選する。)

#### 4. 退職すべき期間

原則、平成28年3月31日を退職日とする。

但し、平成28年3月31日以前の日(平成28年1月31日から平成28年3月30日まで)を退職日とする場合は、上記期間の中から退職すべき期日を定め、通知する。

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると業務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、業務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記7の応募受付宛先に受付順を確定するため電子メールの添付ファイルにて申請のうえ、押印後の原本については速やかに総務課人事係に提出する。
- (2) 選考後、認定又は不認定の通知書は、所属長を通じて交付する。 通知書は、特段の事情がある場合(指定された退職すべき期日が募集の期間内で ある場合等)を除き、募集の期間の末日から2週間以内に交付する。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に 係る応募取下げ申請書」(別紙様式2) に必要事項を記入の上、応募の場合と同様 に提出する。

6. 本件に関する問合せ先

総務部総務課

課長補佐(人事・服務担当)029-829-8154 又は人事係長 029-829-8156 E-Mail: souki-taisyoku@ffpri.affrc.go.jp

7. 応募受付宛先

6. に同じ。

※申し込みはメールのみとします。口頭及び書面での申し込みは無効となります のでご注意願います。

- (注1)次の(1)から(5)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。
  - (1) 非常勤職員
  - (2) 職員就業規則第5条の規定により任期を定めて採用された職員
  - (3) 国等からの出向職員
  - (4) 4.「退職すべき期間」の末日が到来するまでに定年に達する者
  - (5) 3.「募集の期間」における募集開始日において懲戒処分(ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが当所に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが当所の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 早期退職希望者の募集に係る応募申請書

国立研究開	発法	人森	林総	合研	究所	 応募年月日	年	月	日
理事長	沢	田	治	雄	殿	応募申請者			印

私は、国立研究開発法人森林総合研究所職員退職手当支給規程第17条の2第3項 の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする	1 応募をする早期退職希望者の募集について										
募集の期間	平成27年12月7日から平成28年1月29日まで										
退職すべき 期日又は期間	平成28年3月31日										
備考											

2 応募申請者は	こついて		
ふりがな		所 属	,
氏 名		職名	
級号俸	俸給表 [	]	級 号俸
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

(注) 応募申請時現在で記入すること。

受理年月日時	年	月	日	時	分	受理番号	
--------	---	---	---	---	---	------	--

#### 別紙様式2

国立研究開発法人森林総合研究所

理事長 沢 田 治 雄 殿

## 早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日

取下げ申請者

年 月

日

印

私は、国立研究 の規定により、早								条の2質	第3項
1 取下げ申請を	とする早期	用退職希望	者の募集	集につい	いて	Н			
募集期間	平成	【27年1	2月7日	目から平	Z成 2	8年1月	29日	まで	
退職すべき 期日又は期間	平成	<b>戈28年3</b>	月31	<b>B</b>					
2 取下げ申請者	音について								, 1
ふりがな			,	所	属				
氏 名	*			職	名				
3 認定について	C								
認定通知書に記載	載された		tr:	F	п				
認定年月日	1	,	年	月	日		, ,		
退職すべき期日ス	スは期間								

(注)「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において 退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

受 理 年 月 日	2	年	月	日	9	V 9 1
応募申請書の受理番号		N				

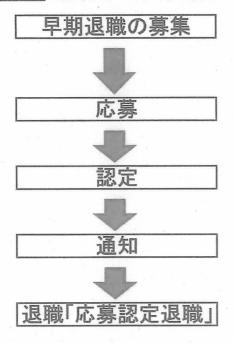
## 職員の早期退職募集制度の概要

## 1. 目的

平均年齢が上昇している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、透明性の確保された早期退職募集制度を導入する。

## 2. 対象

- ① 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とした、45歳以上の職員を対象とする募集(1号募集)
- ② 組織の改廃又は事務所の移転を円滑に実施することを目的とした、当該組織又は事務所に属する職員を対象とする募集(2号募集)
- 3. 手続等(退職手当支給規程第17条の2関係)



- 理事長が募集実施要項等を問知して 募集開始(募集の対象はその都度募集実 施要項で定めます。)。
- 応募や応募の取り下げは職員の意思 で行うものであり、強制してはならない。
- 〇 理事長は応募者に対し認定を行う(失 効及び不認定の場合も有。)。
- 認定通知書又は不認定通知書により 応募者に通知。
- 〇 指定された期日に退職。

## 4. 退職手当の支給

○ 自己都合退職よりも割増された退職手当が支給される。

#### 退職手当額

=退職時の俸給月額×応募認定退職の支給率+調整額

定年前早期退職特例措置による割増(勤続20年以上)

定年前15年までの者に対し、定年前1年につき3%を上限とした割増

- ※1 59歳以上59歳6ヶ月未満の職員及び指定職職員は2%以下の割増。
- ※2 勤続20年未満や59歳6ヶ月を超えて60歳未満の場合は、定年前早期退職特例措置の適用はありませんが、応募認定退職の支給率となります。

#### 早期退職に係る募集実施要項

平成27年11月27日 国立研究開発法人森林総合研究所 森林整備センター所長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(職員退職手当支給規程第17条の2第1項第1号)を行う。

#### 1. 募集の対象

森林整備センターに勤務する者のうち、平成28年3月31日現在で「45歳以上60歳未満」の職員とする。

# 2. 募集人数 若干名

#### 3. 募集の期間

平成27年12月1日(火)正午から平成28年1月29日(金)正午まで。(募集開始以前の受付は行いませんので、募集の始期を厳守して下さい。)

#### 4. 退職すべき期間

原則、平成28年3月31日を退職日とする。

但し、平成28年3月31日以前の日(平成28年1月31日から平成28年3月30日まで)を退職日とする場合は、上記期間の中から退職すべき期日を定め、通知する

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると業務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、業務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

#### 5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付順を確定するため電子メールにて下記7の応募受付宛先に上記応募申請書を添付し申請するとともに、押印した原本については労務課人事係に提出する。
- (2) 選考後、認定又は不認定の通知書は、所属長を通じて交付する。 通知書は、特段の事情がある場合を除き、募集の期間の末日から2週間以内に交付する。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)に必要事項を記入の上、応募の場合と同様に提出する。

#### 6. 本件に関する問合せ先

森林管理部労務課人事係 (園田·高倉)

Tel: 044-543-2504

E-Mail: yasushi-sonoda@green.go.jp

#### 7. 応募受付宛先

6. に同じ。

※申し込みはメールのみとします。口頭及び書面での申し込みは無効となりますのでご注意願います。

- (注1)次 $\sigma$ (1)から(5)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。
  - (1) 非常勤職員
  - (2) 職員就業規則第5条の規定により任期を定めて採用された職員
  - (3) 国等からの出向職員
  - (4) 4. 「退職すべき期間」の末日が到来するまでに定年に達する者
  - (5) 3.「募集の期間」における募集開始日において懲戒処分(ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
  - (1) この募集実施要項に適合しない場合
  - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
  - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが当所に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - (4) 引き続き職務に従事することが当所の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 森林保険センター統合リスク管理委員会の開催について(報告)

森林保険センターは、平成27年12月1日に外部有識者により構成される「統合リスク管理委員会」を開催し、森林保険業務の財務状況等について検討を行った。 概要は次のとおり。

・ 森林総合研究所中期目標において、当委員会で検証の上農林水産大臣に報告することとされている積立金の規模の妥当性について報告(案)を検討し、取りまとめの方向性を整理。

(検討結果については、当委員会の議論を踏まえた報告(案)を作成、取りまとめの 上、年度内に農林水産大臣に報告する予定)

・ その他、引受条件の今後の取り扱いや加入促進活動等について意見交換を実施。

## 次期中長期目標、計画策定に係るスケジュール(想定)

森林総合研究所	主務省(林野庁)	総務省(独立行政法人評価制度委員会)
		26.9.2 独立行政法人の目標策定に関する指針
6.12 次期期中長期計画策定に向けた検討本部 (第1回会合)		
7.28 次期中長期計画策定に向けた検討本部 (第2回会合)		
9.8 次期中長期計画策定に向けた検討本部 (第3回会合)		
10.16 次期中長期目標案に盛り込むべき内容について林野庁に提示		
		11.17「業務・組織全般の見直し」に対する意見 決定(独法制度評価委員会の開催)
12.10 次期中長期計画策定に向けた検討本部 (第4回会合)	12.15 国立研究開発法人審議会第4回林野部会の開催 中長期目標案の意見聴取 → (部会終了後、総研を水造事業の受け皿 法人とする目標案をHPで公表)	
1月12日 評価軸案、次期中長期計画案、年度計画案の総合調整室への提出期限 1月15日 次期中長期計画策定に向けた検討本部(第5回会合)	の提出期限(官房広報評価課への提出 期限は1月6日)	1月下旬 独立行政法人評価制度委員会ユニット 会合

2月12日 次期中長期計画策定に向けた検討本部 (第6回会合)	2月5日 国立研究開発法人審議会第5回林野部 会の開催 (評価軸案及び中長期計画案の意見 聴取)	2月3日 第5回独立行政法人評価制度委員会評 価部会(中間報告) (中長期目標の事務案ベースで調査 審議)
	2月 19 日までに中長期目標案を独立行政法人評 価制度委員会に諮問	2月22日 第5回独立行政法人評価制度委員会 (中長期目標案の意見聴取)
	2月 22 日以降 中長期目標案の財務正式協議 (要決裁)	(下及別口伝来》)总元临以)
	2月下旬 財務省の公文を受け、中長期目標の大 臣決定。総研へ中長期計画策定指示。 →農林水産省は、農林水産大臣が農林 水産省所管独立行政法人の中(長)期目 標を決定したことを公表。(総研を水 造事業の受け皿法人とすることについ て正式公表)	
3月上旬 中長期計画案の主務省許可申請		
	3月中~下旬 省内決裁 財務省合議(要決裁)	
	3月下旬まで 中長期計画の主務大臣認可	
3月末まで 年度計画を策定し大臣に届出・公表		

## 台風被害に係る森林保険の対応について

平成27年台風15号及び台風18号により大きな被害が発生したことを受け、林野庁長官より当研究所理事長あてに、迅速な保険金支払いを依頼内容とする「台風被害に係る森林保険の対応について」が通知されたところ。当センターではセンター内及び委託先に対しその旨を周知し、適切な対応を図ることとしている。

#### 1. 依頼の内容

森林保険制度が林業経営の安定及び被災地の再造林を図ることを目的としていることに鑑み、関係機関と連携した被災状況の把握や、被害に係る保険金支払請求があった場合の早期査定などによる保険金の迅速な支払いに配慮すること。

#### 2. 対応状況

森林保険センター所長名で損害塡補事務委託先に対し、損害調査等の迅速な対応に 努めるよう文書を発出するとともに、センター内での査定事務の迅速化により保険金 の早期支払いを図ることとしている。

#### (参考)

#### 平成27年度都道府県別損害発生報告件数

平成27年12月1日現在

1 //-	· [] · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
都道府県	件数	主な災害の種類
熊本県	6 1 2	風害(平成27年台風15号)
鹿児島県	5 7 1	風害(平成27年台風15号)
千葉県	1 0 4	雪害(平成26年2月)
北海道	9 2	雪害、風害
栃木県	6 3	雪害(平成26年2月)
その他	205	
計	1, 647	

## 平成27年度 水源林造成事業地における台風被害の概要

## 〇 平成27年台風15号被害 (鹿児島県)

## (1)被害発生年月日

平成27年8月25日

#### (2)被害原因

台風15号による猛烈な風雨により、鹿児島県北部に造林木の倒伏 等の被害が発生

## (3)被害状況

被害市町村:薩摩川内市、さつま町外4市

被害面積:32ha(契約地数 22団地、植栽面積 477ha)

## (4) 復旧計画

- ① 被害木整理 32ha(平成27年度 19ha、平成28年度 13ha)
- ② 改 植 調査中

被害木整理32haのうち、被害率の高い区域における改植については 検討中





【鹿児島県薩摩川内市】

理 事 会 資 料 平成27年12月18日

#### シンポジウム「スギにおける分子育種の幕開け」の開催結果について

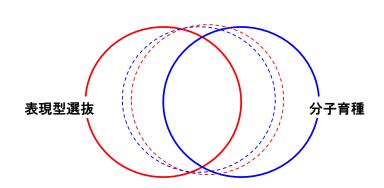
農林水産技術会議委託研究プロジェクト「新世代林業種苗を短期間で作出する技術の開発」(平成24年度~27年度)のこれまでの成果を公表するため、11月6日(金)に東京大学弥生講堂アネックスにおいて、標記シンポジウムを開催。参加者は74名(大学、公設林試の研究者、農林水産省職員等)。大変良い成果も得られているとの評価を得るとともに、ゲノム育種を早く実用化してもらいたいと等の要望も出された。なお、本シンポジウムについては、注目すべき新技術として林政ニュース522号(平成27年12月2日発行)に掲載。

#### [プロジェクトの目的]

従来長い時間を要していた成長・材質等に優れた品種の開発期間を、DNA マーカーを用いた分子育種技術により短縮する技術を開発する。

#### 「成果]

- ・成長や材密度などに関連する遺伝子を集めるため、実際に品種改良に用いている精英樹等において、樹木の様々な部位から季節ごとに発現(働いている)遺伝子を約35,000収集。
- ・優良な系統といわれるものが本当に遺伝的に優良な形質を有しているか(環境の影響によるものではないか)などを見極める統計技術の高度化。
- ・これらの2種類の研究を統合して、優れた個体がどのような遺伝子を持っているかを解明。また、 個体の持っている遺伝子から将来の成長等の性能を一定の確度で予測する技術を開発。



プロジェクト成果の概念図

今回開発した分子育種と従来の表現型選抜の 重なっている部分(実線)は3~6割程度であ るが、今後重なる部分を増やしていき、最終的 に両者の一致度が高まれば、分子育種だけで選 抜が出来るようになる(点線)。



シンポジウムの様子

### シンポジウム「山火事跡地の緑の再生」の開催結果について

森林整備センターは、11月17日(火)に群馬県前橋市の群馬県公社総合ビルで、シンポジウム『山火事跡地の緑の再生』を開催しました。当日は、群馬県を中心に一般市民や林業関係者ら約200名に参加いただきました。

開会にあたって、奥田森林整備センター所長から主催者挨拶があり、続いて森山林野庁 研究指導課森林保護対策室長、青木群馬県環境森林部長から来賓の挨拶をいただきました。

続いて研究者や消防関係者、復旧に取り組む方々から、山火事が森林に及ぼす影響、山 火事跡地の森林再生や山火事防止等について講演が行われました。

森林総合研究所気象環境研究領域の後藤領域長は、「山火事により被災した森林は、放置すると土砂流出などの二次災害の発生も懸念されることから、被災後の森林整備は、計画的かつ早急に行うことが重要」と言及されました。また、桐生市消防本部桐生消防署の赤石副署長からは森林火災の再発防止策、森林保険センター保険業務部保険審査課の伊藤課長からは被災森林の復旧に役立つ森林保険制度の紹介などがされました。

当センターからは、関東整備局の相澤前橋水源林整備事務所長が「水源林造成事業による山火事跡地の再生」と題し、桐生山火事跡地再生に向けた水源林造成事業の取組等を報告しました。

講演後には、会場の参加者からの質問に対して、講演者による回答がなされました。後藤領域長からは「200ha 以上もの大規模な山火事跡地では、植物の自然回復は困難であり、水源林造成事業のような整備事業による森林造成が必要。」とのコメントがあるなど、山火事防止や緑の再生の重要性について参加者の理解が深まりました。

最後に、鈴木理事が閉会の挨拶を行い、盛会のうちに終了しました。

本シンポジウムについては、翌日(18日)の毎日新聞と上毛新聞で報道されました。

#### 〈シンポジウムのプログラム〉

- 1. 開 会(13:00) 主催者挨拶 来賓挨拶
- 2. 講演1 「山火事防止と跡地再生」後藤義明(森林総合研究所気象環境研究領域)
- 3. 講演2 「桐生山火事と復旧対策」 角田 智(群馬県環境森林部森林保全課)
- 4. 講演3 「桐生山火事の消火活動と再発防止」 赤石立男(桐生市消防本部桐生消防署)
- 請演4 「桐生市有林の歴史と山火事」
   飯塚敏明(桐生市産業経済部林業振興課)
- 6. 報告5 「水源林造成事業による山火事跡地の再生」 相澤喜浩(森林整備センター関東整備局前橋水源林整備事務所)
- 7. 報告6 「森林保険制度と森林再生」 伊藤香里(森林保険センター保険業務部保険審査課)
- 8. 質疑応答
- 9. 閉会挨拶、閉 会(17:00)



会場の様子



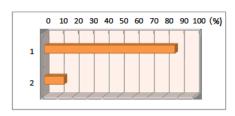
講演の様子

## 前橋シンポジウム: 当日会場にて行ったアンケートの結果

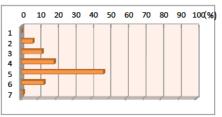
- 〇 参加者は、桐生市山火事に関心のある森林・林業関係者が主。
- 講演については、大多数の参加者がよく理解でき、かつ役に立ったとしている。 森林整備センターに対しては、森林整備、地域経済への貢献、技術指導など幅広い期待が寄せられている。

(アンケー	上回	収数:	68)
-------	----	-----	-----

(7 2 7 1 1 10 20 7		
【性別】	答数)	(割合)
1 男性	59	87
2 女性	9	13
合計	68	100



【年代別】	(回答数)	(割合)
1 10代	0	0
2 20代	5	7
3 30代	8	12
4 40代	13	19
5 50代	32	47
6 60代	9	13
7 70代以上	1	1
合計	68	100



【お住まい】	(回答数)	(割合)
1 前橋市内	21	31
4 마가 合計	40 67	100
※1重は記載なし、	01	100

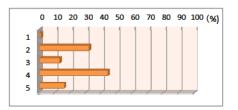


	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	(%)
		1	1	-	Î	1	1	1		Î	1	
1	F	T	Ŧ								1	
	L						_					
2	r	I	I	Ţ	I	J	Ţ	1				
	_	_		_	_	<u>{</u>	_	_	_	<u>_</u>	A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	

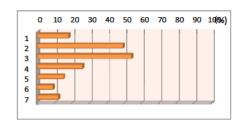
※1票は記載なし。

	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100 (%)
	1		1							-1	
1	F	T	T	T	T	T		Ŧ			
	Ш	$\perp$									
2		•									
										/	

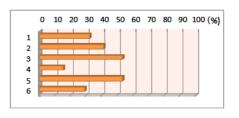
	※複多	数回答可
【シンポジウムを何で知ったか】	(回答数)	(割合)
1 インターネット	1	1
2 案内用チラシ、ポスター	22	32
3 知人からの紹介	9	13
4 学校、団体等からの紹介	30	44
5 その他	11	16
合計	73	107
※割合は回答数をアンケート回収数68票で除した結果。		



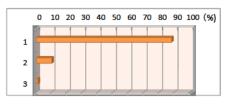
	· 不包含	奴凹合り
【シンポジウムの参加理由】	(回答数)	(割合)
1 聞きたい講演者の講演があったから	12	18
2 桐生市で発生した山火事に関心があったから	33	49
3 山火事後の復旧や防止対策に興味があったから	37	54
4 水源林造成事業に興味があったから	18	26
5 森林保険制度に興味があったから	10	15
6 知人に誘われたから	6	9
7 その他	8	12
合計	124	182
※割合は回答数をアンケート回収数68票で除した結果。		



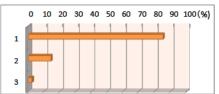
	※複響	数回答可
【興味を持った演題】	(回答数)	(割合)
1 山火事防止と跡地再生	22	32
2 桐生山火事と復旧対策	28	41
3 桐生山火事の消化活動と再発防止	36	53
4 桐生市有林の歴史と山火事	10	15
5 水源林造成事業による山火事跡地の再生	36	53
6 森林保険制度と森林再生	20	29
合計	152	224
※割合は回答数をアンケート回収数68票で除した結果。		



【発表内容の理解】 1 よく理解できた 2 どちらともいえない 3 あまり理解できなかった 合計	(回答数) 59 7 1 67	(割合) 88 10 1
	6/	100
※1票は記載なし。		



2	【発表内容の役立】 役に立った どちらともいえない あまり役に立たなかった	(回答数) 56 9 1	(割合) 85 14 2
	合計	66	100
<b>※2</b>	票は記載なし。		



	※複數	数回答可
【森林整備センターへの期待】	(回答数)	(割合)
1 計画的な森林整備の実施	36	53
2 低コスト造林の推進	29	43
3 地域農山村の経済への貢献、雇用の創出	29	43
4 木材利用への貢献	25	37
5 研究開発部門等と連携した新たな施業方法等の普及・指導	19	28
6 その他	2	3
合計	140	206
※割合は回答数をアンケート回収数68票で除した結果。		

